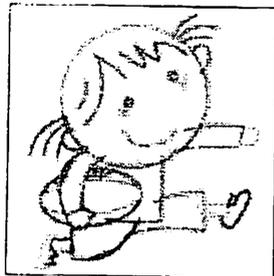


大阪府次世代育成支援行動計画

こども・未来プラン後期計画

～おおさかが支える 子どものキラリ～

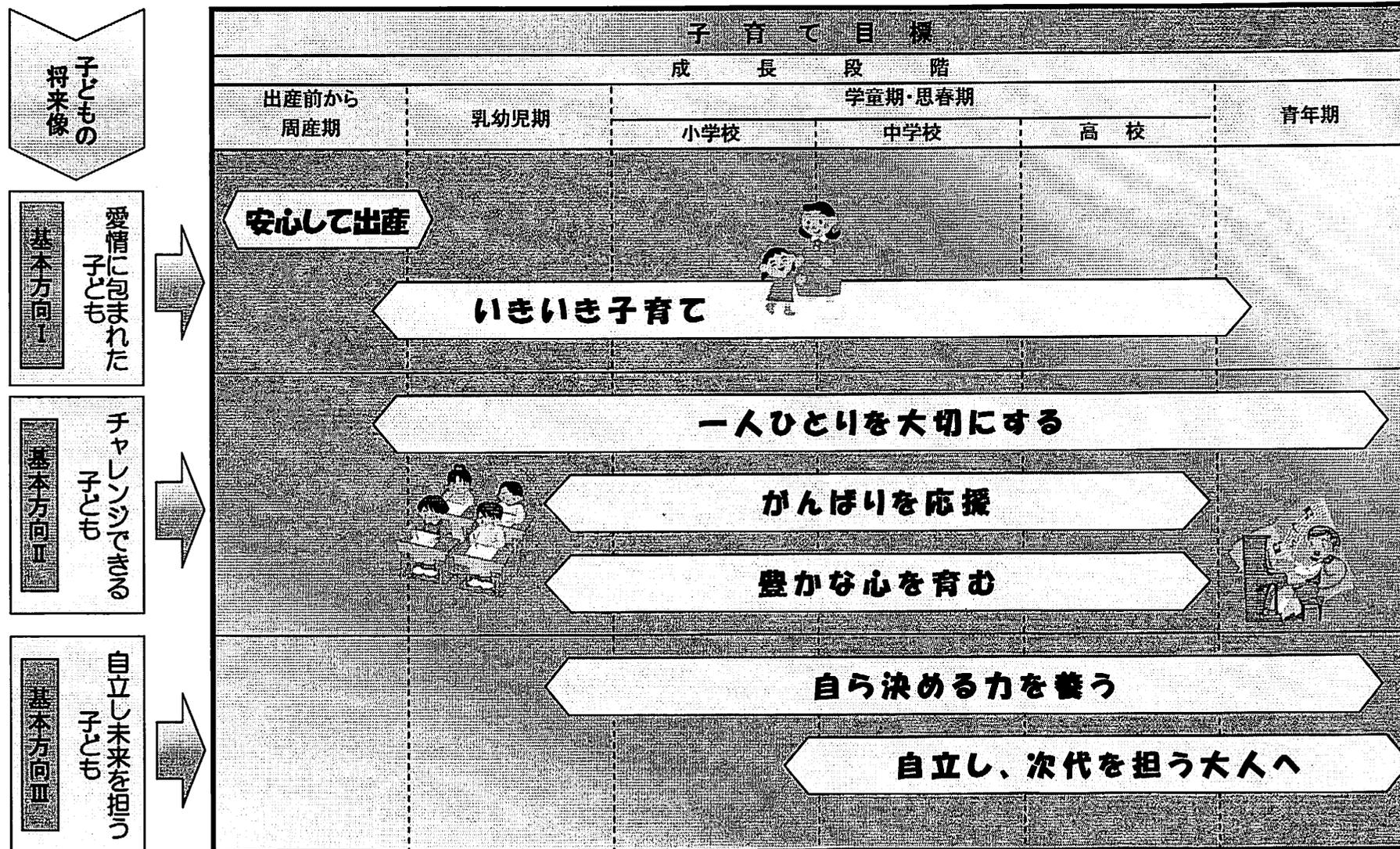


平成22(2010)年3月
大阪府



(2) 子育て目標

子どもの将来像を実現するために、7つの「子育て目標」を掲げます。



【子育て目標】 自立し、次代を担う大人へ

主な現状と課題

■若者の自立支援・就職支援

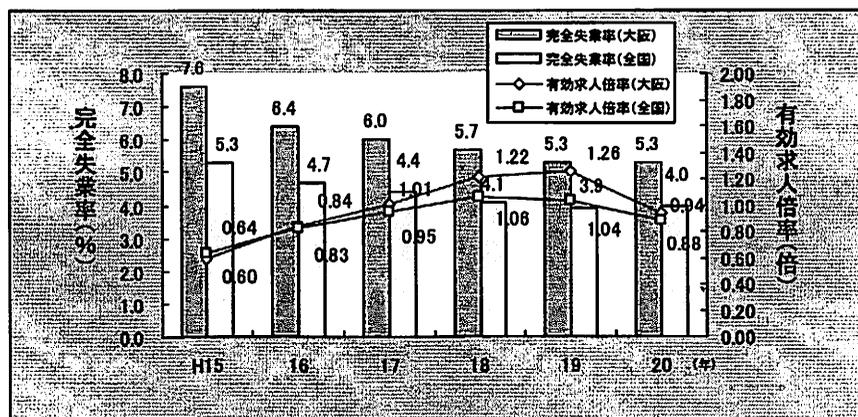
- 有効求人倍率は全国と比較して高い一方で、完全失業率も高いという雇用のミスマッチが生じています。
- 若年者の就労環境は、フリーターをはじめとする非正規雇用の割合が高く、特にバブル経済崩壊以降の「就職氷河期」に正社員に就けなかった若年フリーターの年長化が課題となっています。
- 景気悪化に伴い、新規採用予定者の内定取り消しや派遣労働者等の解雇・雇止めといった問題が生じています。
- ニートに近い概念の若年無業者数が平成20年には全国で64万人と増加傾向にあります。特に25～34歳で3万人増加するなど、ニートの年長化が指摘されています。

- 支援学校高等部を卒業した知的障がいのある生徒の就職率は、全国と比較して10ポイント近く低い状況にあります。
- 児童福祉施設等を退所した子どもの就労や社会生活が安定したものとなるよう支援の仕組みが必要となっています。

■青少年を総合的に支援する仕組みづくり

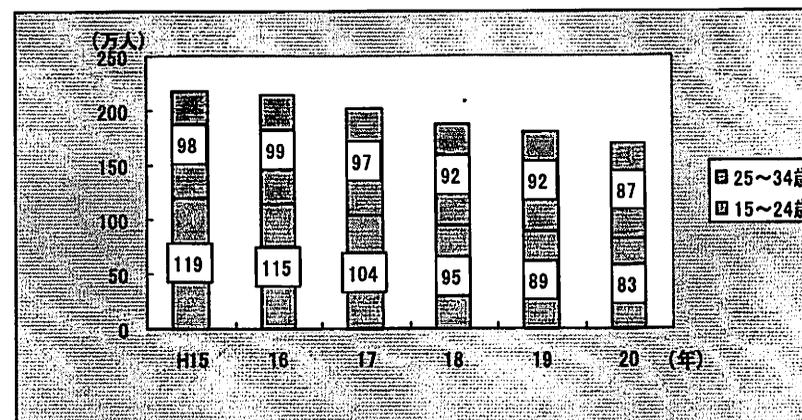
- ニートやひきこもり等の課題を有する青少年に対して、義務教育以降は積極的な働きかけがされてこなかった結果、ひきこもり状態が長期化し社会問題となっています。

【全国と大阪の有効求人倍率と完全失業率】



資料：完全失業率：労働力調査（総務省、大阪府総務部統計課）
有効求人倍率：職業安定業務統計（厚生労働省、大阪労働局）

【フリーター人数の推移】



資料：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

子育て目標：自立し、次代を担う大人へ

施策区分	出産前から 周産期	乳幼児期	学童期・思春期			青年期
			小学校	中学校	高校	
若者の自立支援・就職支援			学校教育の推進			若者の就職支援 障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進 社会的養護の拡充
青少年を総合的に支援する仕組みづくり			地域支援ネットワークの整備			豊かな人間性を育む仕組みづくり 非行など問題行動を防ぐ施策の推進

施策の推進方向

■若者の自立支援・就職支援

【学校教育の推進】

○大阪のものづくり人材を支える工科高校、工業高等専門学校の内容の充実を図ります。

【若者の就職支援】

- 若者を就職に結びつけるため、JOBカフェOSAKAにおいて就職活動のアドバイスやカウンセリング、職業紹介など一貫したサポートを実施し、正社員を目指す若者を支援していきます。
- ニート状態にある若者の職業的自立に向け、大阪府若者サポートステーションを中心に他の支援機関と連携しながら臨床心理士等によるカウンセリングや、就労訓練・体験を通じて就職意欲を高め、自ら就職活動ができるよう支援を進めていきます。
- 高等職業技術専門学校において年長フリーターを対象とする職業訓練を実施するなど、企業が求める職業能力を身につけられるよう支援を進めます。

【障がい児の就労支援・障がい者の雇用促進】

- 生徒・保護者の高いニーズを踏まえ、就労を通じた社会的自立を目指すための支援学校の整備や、生徒の就労支援のための環境整備を進めます。
- 障がい者雇用日本一をめざし、「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」(ハートフル条例)を制定、府と取引関係にある事業主に対して、法定雇用率の達成を働きかけるとともに、障害者雇用促進基金(大阪ハートフル基金)の設置などにより、企業の取組を支援し、障がい者の雇用を促進します。

【社会的養護の拡充】

- 不登校やひきこもりなど社会的自立が困難な子どもを対象として、子どもライフサポートセンターの運営等を通じて生活支援・学習支援・職業支援等を進めます。
- 施設を退所した子どもたちの社会的自立が進むよう、地域生活・自立支援事業や自立援助ホームなどきめ細かな支援を実施していきます。

施策の推進方向

■青少年を総合的に支援する仕組みづくり

【地域支援ネットワークの整備】

○ニートやひきこもり等の課題を有する青少年を支援するため、市町村と連携してNPO等の民間団体、福祉・就労等の関係機関による地域支援ネットワークの構築を進めます。

その際、地域の青少年会館等の既存施設では、これまでから学校・地域との連携のもと、青少年の就労・自立支援の取組の実績があることから、そのノウハウを地域支援ネットワークの構築に活用します。

【豊かな人間性を育む仕組みづくり】

○人間としてよりよい生き方を志向する心情や判断力、実践しようとする意欲や態度を育成するため、道徳教育を充実します。

○学校においては、自他の人権を守ろうとする意識・態度や、文化・習慣等の違いを尊重する精神を育む人権教育を推進するとともに、障がい者を取り巻く課題と障がいについての理解を深める教育、国際理解教育、福祉教育を推進します。

○生命の大切さ、思いやりや感謝、努力する心など一人ひとりが社会の一員として大事にしたい「こころ」を子どもだけでなく大人に対しても呼びかけます。

○環境教育・情報教育・法教育など今日的な課題に対応する教育を通して、子どもたちが正しい知識を得て、自ら考え、実行する態度を育成します。

【非行など問題行動を防ぐ施策の推進】

○小学生を対象とした「非行防止・犯罪被害防止教室」の実施などにより、子どもたちの規範意識を育み、少年非行の未然防止に努めます。

○府内市町村に少年補導センターを設置し、地域ボランティアの養成を進めるとともに、関係機関や地域住民が一体となって地域に根ざした補導(声かけ)活動を展開します。

○再非行・再犯防止を図るため、少年サポートセンターにおける体験活動などを通じて立ち直りを支援します。

○子ども家庭センターにおいて、非行問題への対応、心理治療等を要する子どもへの対応、非行の背景となる虐待や経済的困難等複雑な問題を抱える家庭の調整など、個々の子どもと家庭の事情に即したきめ細やかな援助に力点を果たした支援を行います。

○修徳学院において、非行傾向にある子ども等に対し効果的なケアが行えるよう、施設や体制の充実を図ります。

○少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化し、被害児童の救出保護を図ります。

○喫煙、薬物乱用防止のための啓発活動に取り組むとともに、学校における教育・指導を充実します。